

(別紙1)

組合員資格取得等に関する事務手続について

組合員の資格取得等に関する事務手続については、下表で組合員種別を確認の上、組合員種別及び区分に応じた表(別表1～5)により書類を作成し、提出してください。

★ 短期組合員は、年金制度上は日本年金機構の被保険者になるため、共済組合の年金に係る手続はありません。(年金制度については、日本年金機構にお問合せください。)

組合員種別

任 期	勤務時間	職 種 等	組合員種別※1	適用となる事業	事務手続区分
任期の定めがない (採用の日から組合員になる)	フルタイム	正規職員	一般組合員	短期給付事業 長期給付事業 福祉事業	別表1(資格取得・転入) 別表2(所属所異動) 別表5(住所変更)
任期の定めがある (下記の資格取得要件を満たした場合に、組合員になる。)※4	フルタイム (勤務時間が正規職員と同じまたはそれ以上)	再任用職員			
		任期付職員			
		臨時的任用職員※2			
	短時間勤務 (パートタイム)	会計年度任用職員※3	短期組合員	短期給付事業 福祉事業	別表3(資格取得) 別表4(所属所異動・任用形態等変更) 別表5(住所変更)
		再任用職員			
		任期付職員			
	会計年度任用職員 (非常勤職員等)				

※1 船員保険に該当する場合には、船員組合員または船員短期組合員

※2 臨時的任用職員は、短期給付及び福祉事業のみが適用される短期組合員となります。厚生年金については日本年金機構の被保険者となり、適用事業所(任命権者等)から日本年金機構へ届出が行われます。

※3 常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が原則として18日(令和4年10月1日以降の期間については、1月間の日数(地方公共団体等の休日を除く。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている会計年度任用職員は、当該要件に該当するに至った日以後、一般組合員になります。

※4 資格取得要件として、雇用期間が2か月超見込まれる者で、

① 1週間の所定労働時間・所定労働日数が常勤職員の4分の3以上である者

② 1週間の所定労働時間・所定労働日数が常勤職員の4分の3未満である者で、次の(イ)から(ハ)までの全てを満たす者

(イ) 1週間の所定労働時間が20時間以上

(ロ) 賃金の月額が88,000円以上

(ハ) 学生ではない